

第9回渋谷区基本構想等審議会 議事概要

【日時】 平成28年8月30日(火) 午後3時～午後5時

【場所】 渋谷ヒカリエ8階 防災センター会議室

【出席者】 ■委員 (順不同、敬称略)

- ・ 学識経験者：市川一宏、市川宏雄、河原和夫
- ・ 地域団体代表：新實晃、丸山多喜子、森下利江、リー啓子
- ・ 公募区民：越後大作、大西岳之、川邊真代、住井美由紀

■区

- ・ 幹事団：澤田副区長
- ・ 事務局：星野経営企画部長、佐藤経営企画課長、山崎基本構想担当課長
- ・ オブザーバー：北本英光(株)電通ダイバーシティ・ラボ チーフコミュニケーションデザイナー

【会議公開可否】 公開

【傍聴人】 14人

【会議次第】 1. 審議

渋谷区基本構想等審議会答申(案)について

2. 答申

区長へ答申

【事前配布資料】 ○渋谷区基本構想等審議会答申(案) 参考資料付

○渋谷区基本構想等審議会答申(案) 前回からの変更点

【当日配布資料】 ○次第

○委員 説明資料(2名)

【議事要旨】

1. 審議

■事務局

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

ご報告をさせていただきますが、先日、8月9日に開催いたしました審議会でございますけれども、当日の出席予定者が13人の予定でございましたが、当日は非常に暑い日でございまして体調不良の方が出たりいたしまして、定足数に達しなかったという状況でございます。前回様々なご意見を頂いておりますけれども、前回は、小委員会として開催をしたという形にさせていただきますと存じます。小委員会は、元々この渋谷区基本構想等審議会答申の文章や内容についてご審議いただく会でございますので、前回の活発なご審議の内容が小委員会の審議とみなすことができますので、ご理解頂きたいと存じます。従いまして、今回の審議会は第9回の審議会として開催をさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、これより第9回渋谷区基本構想等審議会を開催いたします。今回、最終回ということになります。これからの進行は会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

■会長

それではこれより私の方で進行をさせていただきます。本日は欠席委員がおられまして、8名が欠席というご連絡がございます。2名の委員が後から遅れていらっしゃるということでございます。

事務局からもお話がありましたように、本日は最後の審議会となりますので宜しくお願いいたします。それではただ今から議事に入りたいと思います。本日の審議の進め方につきまして事務局から説明をお願いいたします。

■事務局

それでは説明をさせていただきます。恐縮ではございますが座らせて頂きます。

本日は前回の審議を踏まえまして修正を加え、会長にご確認を頂いた最終の答申（案）をお手元に配布してございます。この答申（案）の内容の確認が、本日の審議会のメインの作業となります。前回の小委員会では、パブリックコメントを中心に説明会などでも頂きましたご意見に対応する修正内容などについて確認をして頂きました。さらに、その他の修正点につきましてもご意見を頂きました。この答申（案）は、そのご意見を踏まえて修正をいたしましたものでございます。修正点については、お手元の資料に赤字で表示をさせて頂いております。基本的に、今回は内容の確認を中心に進めてまいりたいと存じます。

進め方でございますけれども、まず、答申（案）の基本構想部分の修正点について事務局からご説明し、委員の皆様にご審議を頂きます。続いて、長期基本計画に盛り込むべき施策における修正点について事務局からご説明いたしまして、基本構想部分と同様にご意見を頂きたいと存じます。説明と質疑が全て終了いたしましたところで、この答申（案）について、この内容で宜しいかどうかをこの審議会でご確認をしたいと存じます。そして、ご確認頂いた後、会長より区長へ

答申をして頂くという形になります。区長でございますけれども、16時30分くらいにこちらの会場にご到着の予定でございますので、そういったスケジュールで本日は進めてまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

(1) 渋谷区基本構想改定のための基本的方向について

■会長

それでは、審議に入りたいと思います。まず、議題1にございます「渋谷区基本構想等審議会答申（案）について」これにつきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

■事務局

（事務局より資料「渋谷区基本構想等審議会答申（案）前回からの変更点」の基本構想に関する修正点を説明）

■会長

ありがとうございました。ただいまの説明は、答申の最終案における基本構想部分の説明ということでございます。皆様のご意見を伺う前に、今回の修正の中で重要な部分として「共生」という言葉が出てきました。先ほど説明がありましたけれども、この基本構想の7ページの文章の上から3行目のところ、「共生の街をつくる。」というところに「共生」という言葉が入ってきたわけです。また、長期基本計画の施策の方向性においても、新たに「共生」という言葉を取り入れております。事務局から説明がありましたけれど、全国市長会から提言として出されております「多世代交流・共生のまちづくり」の研究会の委員でもあります委員から、お手元の資料に基づいて、その背景や考え方の説明をお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

■委員

全国市町会は、会長が豊田市の市長、副会長が宇部市の市長、そして全国の30市町が集まり、「人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくり」という報告書を作成しました。調査をしていますと、共生のまちづくりという議論が、どうしても高齢者に焦点をあてた地域包括と支援ということだったんです。ですが、それでは違うだろうと。子供や障害を持たれている方や高齢者も合わせて取り組むのが今とても必要とされるし、特に人口減少時代においては仕組みを変えていかなければならない、というような決意を持って作ったものでございました。ここには市政という全国市長会が配布している小冊子がありますが、そこに投稿しろと言われてまして、私が執筆した文章がここに掲載されておりますので、掲載内容のポイントだけを申し上げさせていただきます。多世代交流・共生のまちづくりの重要性が高まる背景というのは、一つは地域社会における生活問題がかなり深刻化しているということでございます。世帯の小規模化や地域関係の希薄化によって、孤立死の問題や介護の問題が顕在化してございます。とりわけ2025年は、皆さんがご存知のように、団塊の世代が後期高齢者になり、そうなりますと今までと様相が違う高齢者福祉を考えていかなければいけないという議論になるかと思えます。また、子供の貧困問題や子供自身の支援が必要となって、虐待の問題も顕在化しているところでございます。今回、「多世

代交流・共生のまちづくり」で地域課題に取り組むという視点が明らかになり、全国市長会が全面的に「多世代交流・共生のまちづくり」に取り組みたいという意向を示されたところでございます。ちなみに東京都内では、港区の区長、三鷹市の市長が出席しておりました。

さて、福祉の動向でございますけれども、みなさまがご存知のように、虐待が減らないという状況の中で、児童相談所をかなり充実しなければいけないと、都の大きな相談所では無理だと、各区に置かなければいけないんだという議論がかなり本格的に出てきて、各区に設置されることは秒読みになっております。社会的擁護という議論、虐待が起きない仕組みづくりは、地域力を活性化するという議論を踏まえていますが、全部に対応できるわけではありません。専門的な支援も必要ですけれども、地域支援等の機能を充実させることは、3番目の項目として挙げられているところでございます。それは市政の20ページの一冊下の段に記載されております。また、市政の21ページの上の段には、生活困窮者自立支援という事業が制度化され、実施されているところでございます。この制度は、閉じこもりの方や生活困窮している方が、地域において生活しにくいという方々がかなりいらっしゃるといことが数値的にも出てきている中で、助けられる、そして助けていくという相互関係を明確にしていこうという仕組みであります。そして、様々な支援を行い、相互に支え合うとともに、例えば家計支援とか貧困の世帯の子供の学習支援とか、色々なテーマが出てきています。また、介護保険においても明確にできたところが、相互事業とか介護予防で、高齢の方にも活躍していただきたく側面が出てきているところでありますし、高齢者に担い手になって頂くということで、介護予防になるという視点が明らかになりました。そうしないと介護保険が崩壊してしまうという事実もある訳でございます、一緒に生きましようというスタンスであります。そういうことから考えますと、多世代交流・共生のまちづくりは、子育ても多世代でやっていく、高齢の方にも頑張ってもらい、それから高齢者の支援も子供たちにも手伝ってもらい、総合力だという認識を私は持っています。また、お年寄り等々と接する子供たちは、生き方を学ぶ。要するに自分がどうやって人生を生きていくかということを学び、自分なりに役に立つということを学んでいく良い機会であるということが示されているわけでございます。様々なプロジェクトを実際に行っておりまして、そのプロジェクトについてはいくつか市政の記事に書いてありますけれども、ポイントをご紹介します。幼老統合ケアの議論は前面に出てきています。これは、保育園とデイサービスを組み合わせるということ。それから、学校教育の中で地域活動を組み込むとか、過疎になっていきます高齢者が多いところへ子供たちが学びに行き、ボランティアを行う。中学生、高校生が1週間から10日間、学びに行き、いわゆる民泊と言いますか、その地区で育てられるということがあります。最近、盛んに言われている地域包括ケアシステムについては、単に高齢者だけではなく児童、それから障害を持たれている方の対策もみんな合わせて一本化し、地域包括支援システムという形で組み立てていこうという、9月から委員会を立ち上げ、3月までにモデルをつくるという動きがあります。地域包括は、単に高齢者だけじゃない。例えば、お年寄りの場合は地域包括が対応し、生活困難の時は福祉事務所がご両親に対応し、そして子供の場合は児童相談所だというように、制度で分断するのはやめようと、非効率だと。統一的に取り組む仕組みをとっていこうというような考え方が示されているわけでありまして、いくつもの新しい取り組みを市政に事例として掲載しているところであります。そういう中でここにもはっきり述べて頂いているところの、「共生」のために大事なことは、協働だということでありまして、どういように協働するのかということ、行政と

住民、NPO、そして社会福祉法人、医療法人等々が同じテーブルに立って協働して取り組んでいくということが不可欠であるとともに、住民の活動をバックアップする行政の役割を明記しております。例えば、どうぞおやり下さいじゃなくて、活動する際に必要な活動場所を提供することが考えられます。例えば、東京では盛んに言われている空き家対策の問題と連携し、活動したい人たちの拠点をどう見つけるかということも然り、専門職を配置してそれをコーディネートするボランティアセンターの運営強化支援とか、実際に活動を支援していくというボランティアコーディネーター等の専門職を配置すべきだろうという議論が出されてくることであります。それと基本構想にもいくつも記載してありますけれども、地域資源フル活用だと。例えば資源となる人。人に関しては、当事者もそうです、高齢者もそうです、専門職の方もそうです。また、様々な方たちが協働して取り組むことが資源だ、宝だという考え方を持っています。また、施設も限定的に捉えるんじゃないくて、利用しやすい施設にしたり、活動拠点になったりする。それから、モノと位置付けていますけれども、施設やサービス、それと住民間の関係、地域関係は強制ではありませんけれども、協働していく仕組みをつくらないといけない、ネットワークも資源だという資源の考え方が、だいぶ入ってきているところです。言い換えれば、渋谷をどうするの、ということは何度も話し合いましたけれども、渋谷は渋谷の特徴があるでしょう。全国市長会の関係で、宇部市と宮崎市を訪れ、宮崎市では調布市、宮崎市、岐阜市、それぞれの市長が集まって議論しましたけど、やっぱり地域によって違いがあります。その違いをどう生かし、住民が安心して活動できる仕組みをつくり、それを計画することが大事だろう、ということ考えているところでございます。それも全国市長会の提言で提案したところでございます。ちなみに、この基本構想にも入っておりますけれども、圏域で分けていて、圏域の皆さんが集まってサロンを開くことができる圏域もありますよね。もしくは、地域包括や専門職が支援する圏域もありますよね。それから区全体という圏域もありますよね。このように圏域ごとに分け、取り組みを明確にしているところでございます。この点も強調いただきたいと思えます。

あと二点申しますと、一点は組織の見直しが全面に出てきており、役割ごとに部署が縦割りになっているけど非効率じゃありませんか、と。部署は大事だけど、住民の視点で横に繋ぐことが大事。地域計画とか、地域福祉活動計画というように、障害者、児童、高齢者という縦に議論するんじゃないくて、一斉に横に繋ぐ仕組みが大事だねということがいま厚労省で議論されております。近々出てくることでありまして、いくつも同じような計画をつくるんじゃないくて、協働して取り組むということが大事だと。

それから、基本構想の福祉の分野にも入っていますけど、福祉でまちづくりっていう発想です。何かというと、社会福祉は色々なケアを行いますけれども、いろんな資源を活用して、例えば、障害を持っている方がいると車いす等の開発といった色々な開発があるし、色々な産業が入ってきます。また、医療の色々な開発も入ってくるわけで、そういうものも活かしながら、福祉でまちづくりをしていく、といった視点が出されているというところでございます。この話をしますと3時間、4時間は平気なんですけれども、確か持ち時間は10分ということでしたね。丁度10分になりましたので、どうぞこの市政に掲載された記事をお読み下さい。この原稿は非常に人気があるんですね。何故かというと、眠れない夜に読むとすぐ眠れるという原稿でございますけれども、専門誌を必死で読み上げて全国で議論し始めているというところでございますので、ご報告させていただきます。以

上でございます。

■会長

ありがとうございました。

それでは事務局からご説明がありました基本構想のところですね。ページで言うと13ページまでの修正案について、説明がございました。何かこれにつきましてご意見やご質問がありますでしょうか。だいぶ練って色んな形で作りましたので、いまここで大幅に変わるということはないと思いますけれども、ここのところはちょっと抜けていたとか、何かございますか。このあと16時半から、区長に答申をしてしまいますので、もし万一、何かご意見、修正可能かどうかも含めてあればどうぞ。

このあと、まだ長期基本計画の修正の説明もありますから、またそこで何か思いついたらご発言ください。では続いて、「新たな渋谷区長期基本計画に盛り込むべき施策について」の修正点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(2) 「新たな渋谷区長期基本計画に盛り込むべき施策について」

■事務局

(事務局より資料「渋谷区基本構想等審議会答申(案) 前回からの変更点」の長期基本計画に関する修正点を説明)

■会長

ありがとうございました。ただいま事務局から長期基本計画に盛り込むべき施策の修正点について説明がございました。最後の方で、前回も出ました「バケーションレンタル」という言葉についてなんですけれども、あまり日本では馴染みがないんですが、世界的には民泊よりも一般的に使われているという事実がございます。日本もこれから一般的に使われるかもしれませんけれども。前回、説明がありましたんですけれども、本日もう一度、委員から、事業として展開していらっしゃるということでもございますので、ご説明を願いたいと思っております。宜しくお願いします。

■委員

前回、「バケーションレンタル」という言葉が括弧内になるのかどうかという議論の延長で、バケーションレンタルと民泊の言葉の差異について、もう少し説明して欲しいということですので、少しまとめてまいりました。10分ほど説明させて頂きたいと思います。

まず、世界的に民泊というものがどのようなマーケットとして成り立っているかということ、説明させて頂きたいと思います。欧米では、日本と違って1回の休暇の単位が1週間とか、1ヶ月間とか長いため、観光地を回るというタイプではなく、住む場所を替えて一つのところに居を据えて休むというバカンス型の休暇が一つの大きな選択肢になっていて、その土地の住人になった気分でその土地の生活文化を楽しむという体験が目的になっているものがバケーションレンタルとされています。この一般的に使われているバケーションレンタルというのは、短期で賃貸できる物件を広く示す言葉であります。対象はリゾート地などにおける別荘やロッジの賃貸から、都市部に

おけるアパートメント、コンドミニアムまで多岐にわたっています。インターネットの情報共有技術が進んだことによって、海外ではバケーションレンタルのホストとゲストの間を賃貸させるプラットフォームが数多く出てまいりました。運営会社ごとに個人のものから法人のものまであり、賃貸の仕方とか、C to C でシェアリングを行うものなど、様々なサービス、そして取引形態も様々な存在するんですけれども、皆さん最近よく耳にしたことがあるような、Airbnb とか、別荘を主に扱っている HomeAway、VRBO のようなものがアメリカにあったり、ドイツにも Wimdu というものとか、イギリスにも FlipKey とか、それぞれインターネットでバケーションレンタルのプラットフォームをしている団体が世界にはたくさんいて、世界の需要の高まりを受け、それぞれ国、または地方自治体がサービスの法的位置付けを行う動きが今広がっているという世界の動向がある中で、日本に民泊という動きが出てきたのが 2008 年ですね。Airbnb がサービスを開始したことによって今のインバウンド需要の急激な伸びを受けて、都市部で民泊の営業が活発になってきました。国内の法的位置づけについて少しお話したいと思うんですけれども、ホテルや旅館以外などの、民宿など旅館業の簡易宿所営業許可を受けていないものがほとんどで、一般の住宅を有償で宿泊させるサービスを、一般的に日本では民泊と呼ぶようになってきました。ルール付けがないままマーケットの需要が先行して、各地で近隣住民との迷惑とかトラブルなどが日々新聞とか報告されているようになっているので皆さんもご存知かと思います。その後も動きとしまして、2014 年、渋谷区も最初は、東京都内のうち特区指定された 9 区に含まれていたんですけれども、ご存知の国家戦略特別区域法というのがありまして、旅館業の枠の外で法的整備の実証実験が行われました。しかしながら煩雑な法的手続き等、売上単価に見合わない割高なインシヤルコスト、設備とかの投資が必要で、貸し手が実際集まりませんでした。そして、借り手も都市部の一週間単位の需要というところに外国人の需要が集まらず事実上失敗しました。実際に導入したのは、大田区と大阪府だけなんですけれども、あまり成果が上がらず、その結果を受けて国が規制改革実施計画に基づいて厚生労働省と国土交通省主導で「民泊をめぐる検討会」が開かれました。その最終報告を受けて、今年の 6 月、「一定の要件」の範囲において民泊を認めていく制度を新法として敷くことを閣議決定しました。いま臨時国会にかけるところなんですけれども、来年 2017 年中に民泊の新法施行が予定されているところです。主な内容としましては、年間 180 日以下の営業日数制限を設け、一泊からの住居地域での民泊営業を合法化させて、管轄行政への住宅提供者の届出、そして施設管理者の登録などの制度が盛り込まれているものとなっています。このような背景が日本である中、民泊という言葉がどのように認識されているかということが、この基本構想の中に盛り込むにあたって重要になってくると思うんですけれども、日本ではバケーションレンタルという本来の言葉と違って、Airbnb を介した都市部のみ、狭義での一般住宅の有料貸し出しサービスと見なされている部分が多いと思います。報道などで多数トラブルが報告されているために、ネガティブな印象を負ってしまっているような印象もあります。しかし、今後、民泊新法に則ったコンドミニアムとかサービスアパートメントや空き部屋など、一般住宅とは違うビルディングタイプや、運営形態の民泊が今後ビジネスとして広がっていくということが予想されます。来年の 2017 年の施行予定の国の民泊新法を受けた上での渋谷区独自のサービス推進というふうにこの長期基本計画には書いてあるんですけれども、サービスの推進を目指すというのだったら、長期基本計画には民泊という言葉ではなく、バケーションレンタルという、短期賃貸全てを示す世界基準のタームを入れておいた方が私は好ましいと思

っています。なお、一般的にはバケーションレンタルという言葉の方が、広義の短期賃貸の認識があるだけではなく、質の高いものをきちんと責任を持った業者が出すという印象がありますので、こちらの方が好ましいと思います。最後になるんですけれども、私は都市部の民泊はやったことがないんですけれども、リゾート地のバケーションレンタルを9年ほどやってきた経験の中で、渋谷区独自のものを考えることについて提言させて頂きたいと思います。何においても一番優先すべきものはやはり貸す側の最終的な責任の所在をはっきりさせることが肝心だと思います。運用していく中で近隣のトラブルやホストとゲストの間のクレーム処理などの問題がありますし、衛生安全管理の責任が最終的にどこにあるのかということがはっきりさせていないとトラブルの原因になります。民泊新法の中で「施設管理者」として登録させる事業者というものがあるんですけれども、それに滞在希望期間の発生ベースで一旦借り上げさせて、貸主として責任を持って転貸させる、という民泊・バケーションレンタルの渋谷区独自のモデルで実証実験してはどうでしょうかと私は提言させて頂きたいと思います。それをしなくても、貸し手借り手双方を守るオペレーション上の仕組みでここは押さえておくと、より質の高いバケーションレンタルが提供できるというサービスのポイントは色々あるんですけれども。貸主、借主双方を守る仕組みとして、例えばゲストに借主の方に保証金を預託して頂いて、その金額でもって建物の汚損・破損を保証したり、抑止力として綺麗に使って頂くようお願いするとか、もしくはオーナーさん、貸主の方に共同保険に入ってもらって、うちは賠償責任保険、借家人賠償保険などに入って、滞り者が消費者の方の損害に備える準備もしています。そんなふうにもオペレーションの中でも押さえるべきポイントもあると思うので、その辺は渋谷区独自のカラーが出せていければ良いのではないかと思います。渋谷区独自のプラットフォームとか、横の繋がりを作って、自主ルールを敷き、貸手の匿名性を排除させ、誰がどこで貸しているかが外から分からないような、いまのAirbnbのような民泊のやり方ではなくて、マーケットをきちんとモニタリングできる体制を敷きながら、遵法性を担保させるようなやり方が良いのではないだろうかと思っています。最後に、実需要にあった形で、民泊・バケーションレンタルのサービスの形や、サービスの規定というものを渋谷区が先行して引っ張っていくことが好ましいのではないかと考えています。以上です。

■会長

ありがとうございました。いまバケーションレンタルの説明ございました。事務局から説明がございました長期基本計画の修正点について何かご意見やご質問があれば、お伺いしたいと思います。あわせて、前の基本構想についてもあれば、ご意見頂ければと思います。

■委員

長期基本計画の16番の変更点のところなんですけど、前回も指摘をさせて頂いたので、気になって再度意見させて頂ければと思うんですけれども。28ページの【政策の柱2】「○文化遺産の保全と活用」に文化遺産の保全・継承、活用の促進のところの括弧の中に「新たな視点の創造と発信」とあるんですが、これ「視点」というのはちょっとバクっとしすぎているんじゃないかと思っています。文化遺産をどういうふうにして活用していくかとか、それを事業としてどんな言い方するかとか、それを組織的にどういうふうにしてそれを運営し維持していくかというところの創造をしない

と、これは渋谷区として保っていけないと思っています。文化遺産が良いものだったということの視点は既にあると思うんですけども、それをどう活用して維持して、財政的に維持していくかというところの創造が必要ではないかと思うので、視点というよりは、もう少し事業というか、実施計画というか、具体的な言葉の方が、良いのではないかと思っているんですけども、今ぱっと出てこなくて申し訳ないんですけども。何か良いアイデア、意見があればと思います。

■会長

新たな視点ならもっと中身を言えということですか。何の視点なのか言えと、そういうことですか。

■委員

点じゃなく視界にすれば良い。視点にするとポイントが出てきちゃうんだから、視界にしちゃえば良い。

■委員

文化遺産の保全・継承、活用の促進の下の「(旧朝倉家の住宅による茶席の開催等)」はすごく具体的なので、お金を生んでいく方法のひとつをこういうイベントでやるっていうことが分かるんですけど、「文化遺産の保全・継承、活用の促進」は、括弧がなくても良いんじゃないかと思うので。上と下で書きぶりのトーンが違う。

■会長

ここだけ「新たな視点の創造と安心」と方向性を表した表現であり、下の旧朝倉家住宅は、なかなか細かいことが書いてある。これについて、事務局から何かありませんか。

■事務局

そうですね。ここは元々「若者文化等との融合と発信」という記載になっておりまして、わかりづらくて変えたんですけども、文化遺産ってなかなか今の方々に良さをご理解頂くことが難しい点がどうしてもあるので、先日は委員から、お寺カワイイっていうようなお話で、キャラクターとタイアップしてやっていくとか、様々なことがアイデアとしては出てくる可能性はあると思うんですけども、具体的に書けなかったのも、そういった面も含めて、新しい視点、ということでまとめさせて頂きました。ここは具体的なアイデアまで繋がらなかったのですが、方向性として、もう一つ新たな取り組みという意味合いで、この文言を加えさせて頂きました。ご指摘のように抽象的ということもあるんですけども、新たな取り組みを行っていったらという長期的な視点も含めております。事務局としてはそのように考えて書かせて頂いたところでございます。

■会長

中身が事業とかではなくて、モノの価値観の考え方みたいなことを言いたいと思っていて、今まで行われてきた文化遺産の保全っていうのは、大体予想はつくじゃないですか。この内容は、適当に何か保存したら良いとか、そうじゃないんだということを言いたいんだと思うんだけどね。それが何かっていうことまでは決まってないから、新たな視点って書いたということじゃないかと理解しています。書きぶりが抽象的だということを言ったら、想像も発信もみんな曖昧だからね。そういう話ことになってくので、何をもって良いかどうか。これを書かないっていうのもあるけども。この指摘をすると並びとして全部に括弧をつけていないのかという流れになりますかね。

■委員

私はコミュニティの創生にとって、文化財は不可欠だと思います。愛着のあるまちづくりはね。ここにこの建物があるから渋谷区は良いんだとか、そういうものがあるから、そういう視点を多分組み立てたいけれども、しかし具体化するにはまだちょっと取り組みが不十分なので、一応、新たな視点、というふうに挑戦してるんですよ、多分。地域において、お祭りや文化財にしろ、そういう大切なものを地域で生かしてみんなで守っていくっていうことが大事であるが、今までは行政に全部委ねちゃったじゃないですか。でも住民たちも守るんだというのは大切だから、そういう議論を入れたいが、ただ、いま踏み込むにはまだ議論が成熟していない、と。だから新たな視点ってことで挑戦しようかな、という意図ではないかと好意的に解釈すると。そういう議論かなと思いました。

■事務局

長期基本計画で盛り込むべき施策の方向性についてご意見を頂いているわけですが、今後これを冊子にしていく際には、どういうことに取組むのか検討し、所管とともに書き上げていく形になります。そこでいま2名の委員がおっしゃったこともご意見としてあったということ踏まえ、完成させていきたいと思います。今のご意見をしっかり生かしていきたいと思いますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

■会長

この段階ではまだ具体的には決まっていないけど、チャレンジしたいということを出しておきたいというのが今の説明だと思います。仮にこれを変えようと思ったら、これなら良いという言葉がないと、差し替えが効かないので。だから何となく曖昧だなと思いつつも、変更しなくても特に問題はないと言うんだったら現状のままで良いし、絶対に残すのはダメだっていうんなら外すというどっちかですね。

■委員

「新たな文化の創造と発信」の方が分かりやすいのかなと、思ったりもしたんですけども。やっぱり視点という表現が、珍しいというか。

■会長

それは始めのところの、文化という言葉の広義と狭義の文化という話になってくる。ここは文化遺産にとってもこだわっているので、「新たな文化」という表現にすると、後から出てくる方が広義になってしまうので、そうなるにつらい。

■委員

文化遺産についてですが、例えば清岸寺に酒呑地蔵というのがあり、その地域のメンバーが酒呑地蔵のキャラクターをつくったり、色んな視点で考えています。また、富士塚が千駄ヶ谷にありますよね。富士塚の地域の人たちが考えて、新たな視点のものがあり、それはキャラクターばかりじゃないんですけど、そこに来ると何かあるよ、というように、色んな視点で考えたことが渋谷区にある文化遺産の掘り起こしになったり、皆に文化遺産を伝えていけるっていう意味で、視点の方が広がりがあった方がいいんじゃないかなと思います。

■会長

委員いかがでしょうか。

■委員

視点と言うのは「見方、考え方」ということなのかなというふうに思いました。文化遺産を包括したね。包括するということがあるので、視点という言葉遣いを多分お使いになられているんですけど。今までにない見方、考え方ってということなのかなと皆さんのお話を聞きながら解釈していたんですが。

■会長

概ねはそういうことで、ありきたりじゃなく、新しい形のことを今回はしようということを中心に秘めようとしていて、それが何かはまだ決まっていないので、「視点」を使われている、と私は理解しています。このぐらい議論があれば十分で、この表現で良いんじゃないですか。あと何かありますか。

■委員

前回欠席したもので理解していない部分があると思うんですが、私の意見と言えどどうしても商店街振興や地域振興ということになるんですけどね。30ページのGビジネスの冒険に満ちた街【政策の柱3】の（政策の方向性）の中に、地域や商店街のことが書かれているんですが、はっきり言っちゃうと目新しさを感じない。なので、多分町会であるとか商店街のことをしっかりやられている方々から見ると「え、やってるじゃん」ってということになると、先ほどの文化遺産のところでも議論があったようになり具体的な記述がありますけれども、こちらには具体的な記述がないというわけではないんですけど、少ないので、それぞれの項目の深さが均一化されていないので、そこを揃えなくていいのかなと思いました。なるほど、こういうことをやってくれるんだと感じるようなことが何かあればと思ったんですけど。

■会長

事務局から、どういうことを検討して結果こうなったという説明をして下さい。

■事務局

「G ビジネスの冒険に満ちた街」には、政策の柱が4つございます。そのうちの 하나가【政策の柱3】のタイトルが「街の魅力を高める地域産業と振興」となっております。Gの全体を見ますと、最初の【政策柱の1】あたりからファッション、デザイン等、いま渋谷の強みとして持っていることを、ぐっと強く拡充していくこと。また、スモールビジネスであるとかイノベーションだとかを受ける環境整備というところ、また産業を集積させていくとか、こんなところが非常に目新しい文言の一つだと思っております。地域産業の振興については「街の魅力を高める」という文言でまとめたんですけども、オーソドックスな部分があるかとは思いますが、ここもしっかりとベースとしてやっていくことが必要ということで、【政策の柱3】としてまとめてきました。産業振興のGの項目の中では、施策として目新しい内容と、基本的なことにも取り組むことで支えていくこととマッチさせながら、区全体で地域の形と言いますか、渋谷区らしさを出していこうと考え、このような内容に至っているという状況でございます。

■委員

そうすると、【政策の柱3】の「〇商店街の活性化支援による地域の魅力づくり」に「民間企業との連携事業の推進」とありますが、これは義務化にできないのですか。商店街振興組合連合会に参加しないと、渋谷区で商売させないというように、民間企業の参加の義務化です。

■事務局

以前、専門部会の時にご意見頂いたところでしたね。長期基本計画を作っていくときに各所管と相談するんですが、ご意見いただいた視点についても、事務局としても所管に投げかけたいと思っております。ご意見を頂きましたので、所管とも相談してまいりたいと思います。

■会長

基本構想だから「連携」や「推進」と書いておけば、具体的には何なのかと言ったら義務化だ、というふうに言えるはずなのでこのくらいの書きぶりにしておいた方が良いのではないかと。ここで「義務化」と踏み込んだ書きぶりにするのはちょっと。

■委員

例えば家電量販店や衣料品店等の大企業は、会長がおっしゃったようなことを言うと、「義務化」とはここに書いてないじゃんって言うんですよ。

■会長

またこれは難しいですね。ただ、行政が「義務化」って言ったって法律を作るわけじゃないから、それは強制できない。少なくとも、連携や推進をしよう、って言ってるんだから協力してくだ

さい、っていうことで行うしかないとは思いますがね。義務化はかなりのテーマでしょうね。

■委員

義務化にするとした場合、この審議会では少なくとも合意を渋谷区ととれるかは分からない。それから、何の義務化とおっしゃいましたか。

■委員

参加の義務化。

■委員

何への参加の義務化ですか。

■委員

商店街振興組合連合会への参加の義務化です。

■委員

「商店街振興組合連合会のあり方についての検討」というような形で、こういう部分を議論すべきということで入れておくならば、そこから議論が発展していくと思えるから、委員の気持ちは反映できるかと思うんですね。それだったら僕も賛成なんですけど、「義務化」とはどういうことか明確に何かが分からないまま OK なんて出すと、何のためにやってんだという議論になります。括弧付けして、その中に例示として記載するならば、あり方を検討するっていうことに関してはネガティブじゃないし、どうぞ検討してみたら、っていうことには私はなるかなと思うんです。でも、ただ会長や他からもご意見を聞いていただいて。あり方を検討するのは当然でしょうね。あり方がなかったら、今後、成り立たないんじゃないかと思います。以上です。

■会長

「民間企業との連携事業の推進」とありますが、民間企業って具体的にどこの企業なのか関係者しか分からないですよ。関係者しか分からないように書いてあるんですよ。民間企業なんだから、別に、商店だって該当します。

■委員

でも大きいところは殆ど商店街振興組合連合会に参加しないんですよ。

■会長

大企業についても「民間企業」という言葉に包含されています。「民間企業」という表現で精一杯言ってると思うんだけどね。これ以上言えるかな。だから連携事業を推進するんだと言って、それはフェーズがあって、商店街振興組合連合会は入れという義務化もあるかもしれないとか、そこまでは立ち入れないんじゃないのかな。現実に入らなくたって違法じゃないんだから。

■委員

違法です。

■会長

でも罰則はない。罰則がない規則なんていうのは、あっても守らなくてもそれまでなんですよ。もし、厳しく対応するならば罰則規程を作るしかないんで。罰則規程を作るとなると違うレベルに来ますよね。

■委員

条例を制定する際の、エビデンスというか、根拠になったものとして、こう書かれているんだよ、ということにはなりますよね。まさにおっしゃる通りで、「義務化」にするという表現は強いと感じることが日本の弱みだと思います。先ほどの民泊が良い例で、バケーションレンタルではなく「民泊」になってしまったのもそこなんですよ。踏み込まない。

■会長

日本文化なので。

■委員

日本文化というのであればグローバリズムとは相反することになってしまいます。だいたいインクルージョンとかダイバーシティとか言ってるわけですからね。グローバリズムを取り入れながら世界的視野に立って日本の確固たる地位、その中で渋谷の地位を高めるというのであれば、先例はあることであるとか、他がやったことをやっても意味がない。たまたま私が商店街に係っているので商店街について包括しましたが、商店街についての議論に限らず、言葉の意味も含めて、もうちょっと強い表現にしても良いのかなと思います。

■会長

いま言った飲食店も家電量販店も、それからよくある携帯電話の会社もみんな商店街振興組合連合会に入らないじゃないですか。そういった商店街振興組合連合会に入らない民間企業を何と総称してるんですか。よそ者と言ってるんですか。

■委員

入らない民間企業等を何と呼んでいるかということですか。

■会長

はい。

■委員

明確に排除するっていう考え方を持っているのは僕らの世代くらいまでは少ないですね。40代

世代の連中は、お前ら法律違反なんだから帰れ、って脅しているくらいになってきていますが、でも入らないのもしょうがないかなとなっちゃって、協力して頂けるところだけは協力して頂こうという状況です。例えばお祭りを行うときとか。

■会長

実態はそうでしょうね。それで何とかやってもらっているところで、一步踏み込んで、っていう話をどこまで書くかですよ、言えるかですよ。そこまで言えるのかな。

■委員

渋谷で商売する資格というようなものを基本構想で定めて、個人も企業もタイアップしていこうというのであれば、資格の一つとしてインクルージョンやダイバーシティ等もきっかけの一つであるというのであれば、他の項目の部分も同じように、最低限全部クリアしないとイケない明確なラインが見えていた方が良いのではないかと。できるかできないかは別ですけれどね。

■会長

この議論は難しくって、商店街を作っている事業者は先にいたから商店街のルールを決める権限を持っていて、後からきた事業者はそのルールに従えっていう、議論になるんですよ。先にいた事業者はルールに従った方が良くなるから、っていうこと言ってるんだけど、後から来た事業者はルールに従わなくて良くてできるぞ、って言った時に、じゃあそもそも地域に根付いていてルールを作っている商店街の事業者と、新しい事業者がどういう関係になるかっていうことを、突っ込んでいくと相当悩ましい点なんじゃないですか。だから、そこに立ち入るのはいかなものかと、行政としても、私も個人的には。だから、それは商店街ありきの前提じゃないですか。商店街に関することに限らずいっぱいあって、自治体で何か仕組みをつくると必ず住民が主導で作りたがるんだけど、今後、その地域に入ってくる人がいること全く考えないんですよ。違うテーマでも同じようなことがいっぱいあって、我々に関わる時には、これから地域に入ってくる人もいるんだから、後から地域に入ってくる人のことも考えたらどうなんですか、っていう会話はしてます。今、議題に上っている商店街についても、それに近い部分がある。

■委員

私も実は外から入ってきた立場なので。地域の中でどうやって存在感を示せるか、っていうことを考えた時に、地元のコミュニティに深く入っていかないと信頼を得られないんですね。

■会長

それは色んなフェーズやケースがあります。だから、書きぶりはこのくらいでいいんじゃないかと私は思ってるんですけどね。深掘りすると結構テーマとしては良からぬ方向へ行ってしまうという印象があります。

■委員

私は推進していく中で多分、話し合うことだと思っていて、後から地域に入って来た方が何で商店街振興組合連合会に入らないのかって話をすると、要は地域からのニーズがないからだと思います。例えば、私が所属している町内会の飲食店さんに協力をお願いする際に、「何ができますか、商店街で何をしたいですか」みたいな話をしていってニーズを引き出すと「じゃあうちコーヒーくらいだったら出せますよ」となるので、そういう機会を持つ。推進って言葉がちょうどいいと思うのは、民間企業さんは地元のルールについて知らない部分があると思います。強制すると民間企業も協力してくれないので、受入側がインタビュアーになって相手側の話を聞く姿勢でいくと、たいてい会社は来てくれると思います。例えば、何をしたいというビジョンを持って、事業者に対して、こちらに協力してくればもっとそこの出費は下がりますよとか、何か条件を満たすとお祭りにこういうふうに参加できますよと話をするだけでも推進になるのではないのでしょうか。行政が紹介するというだけでも良いと思うんですよ。企業が地域に入っていくより先ほどの商店街のお話で出たように商店街振興組合連合会に入れと脅すよりは。お店でこういうイベントやりたいんですけど、って言った時に行政に届出を出してるからいいじゃないか、っていう事業者と、そんなことはうちは聞いてないという商店街に根付いている事業者がいらっしゃるので、この地域で何かを行うときは、行政にはこの書類の提出をすれば良いんだけど、地域にはこういう民間企業もいらっしゃるので、こういうことに協力してくださいというように推進していくと、それならば良いという人もいます。行政、民間企業、地域が互いに話を聞く耳を持てば、必ずどこかで合致し、良いものができると思うので、そういう推進をすると良いのではないのでしょうか。

■会長

要は一般論で言うと、色んな商店街があって、強制力がキツイところもあるわけですよ。強制力がキツイところは別に規則決めなくたって、仕方ないから入るか、っていう雰囲気があったりするので、ケースバイケースなんです。地域の商店街と、地域に入ってくる企業の組み合わせで決まるんじゃないですか。だから民間企業との連携ってなってるので、「義務化」ではなく「推進」で良いのではないかと。ここから先はもう個別ケースかなって感じがしますがけどね。

■委員

まさにおっしゃる通り、それぞれのコミュニティなり商店街の差異ですね。その差があるんで、渋谷区ではもっと平準化したいというか、基本的には考えてたんですよ。

■会長

それは行政が介入するテーマじゃなくって、地域ごとに地域のみんな考えて決めてくっというのがまず第一歩ですよ。それがうまくいかないから行政に介入してくれといっても、そういうのは行政が解決することは無理でしょうね。コンサルじゃないからって感じがしますがけどね。

■事務局

議論を踏まえて、地域の方と渋谷区が課題を共有していくことがまずありますので、そういった

ご意見を渋谷区の中で共有していきたいとは思ってございます。何かよりどころになる記載が基本構想の中にあるということがむしろ大切で、「民間企業との連携事業の推進」の内容の一つとして捉えられているとすれば、今後、取組む可能性があるというふうにご理解頂ければと考えてます。

■会長

理由はというよりは、解釈ということでよろしいですね。他に何かございますか。

■委員

何回か審議会を欠席してしまったため、少し分からない点もあるので、もしかしたら的を外れたお話になるかもしれませんが、私の担当分野で少しお伺いしたいと思います。18 ページから 19 ページの、【政策の柱 1】地域における共生型社会の実現の中で、医療と介護が非常に独立したものとして取組んできた自治体が多い中、渋谷区は共生型社会の中で高齢者、障害者、児童等を含めた地域包括支援体制という言葉が入っております。しかしながら、介護と医療の重要性をもう少し強調されるような表現、見てそれが分かる文章が、どこなのかははっきりしない。ですから、介護と医療の連携をもう少し強調して頂けないものでしょうか。

それから 22 ページの【政策の柱 1】「○災害に強いまちづくりの推進」に「段階（減災・事前準備・応急対応・復旧/復興）を意識した防災対策の推進」とありますが、減災からはじまり、復旧/復興という順番で、段階という言葉の中に減災が入っておりますが、最近私たちは東京都や災害の多くの講演会を受講しながら色んな専門家とお話している中で、減災の重要性というものが強調されております。減災という言葉がもう少し前に出て、災害対策の重点項目として意識を強めるのがよろしいのではないかと思います。

■会長

22 ページについては、災害における減災、事前準備、応急対応、復旧、復興っていう 4 つの段階って世界的にもうほとんど決まっています、確かに減災という言葉が日本で流行ってきたけど、そもそも 4 段階っていうのは一応決まっています。だから無理に変えることはない。これは私どもの説明不足です。前者の医療と介護の連携については、具体的にどこを見れば良いんですかね。

■事務局

もとより医療と介護の連携というのが重要であることはこの審議会でも様々出てきているところございまして、例えば、【政策の柱 2】の「○在宅サービスの充実」の「在宅介護を支援する地域拠点施設の設備・充実（システムを活用した医療と介護の連携）」と、括弧の中に入っております。非常にそこは意識して記載しております。高齢者、障害者、児童とか全てを包含した形の地域包括支援体制というの大きな目的としてあるんですけれども、支えるものについては、あらゆるものの連携ということが福祉には重要であるという認識のもと記載したという経緯はございます。

■会長

具体的に医療と介護の連携は、答申（案）を見てると別に乖離しているようには見えないし、そもそも一体的に読めるんだけど、どの辺が医療と介護の関係で足りないのですか。

■委員

一体化と言ってしまうと一見一体化しているように見えると思いますが、実際には今まで介護は福祉としての介護、医療は医療というように現場では別々に十分な連携がなく行われてきていたのが現状です。基本構想の中でも記載されているように、地域包括支援体制というのが当然のように言われていて、高齢者、障害者、児童等全てを包括して捉えようという考え方が出てきているわけなんですけれども、今まで医療と介護が別物のように行われてきたという現実がある中で、本当に今後は連携していくという意識が、読んですうっと伝わるとよろしいなど、そういう意味です。

■委員

貴重なご意見ありがとうございます。委員がおっしゃることは、僕も実感していることで、専門職で分けられているということがどうしてもありますので、医療の医療従事者と外部の福祉従事者が分野を横断的に結びつくことは必要だと思います。ただ、この 18 ページに在宅サービスの充実を重点施策としていて、システムを活用した医療と介護の連携というのが、かなり議論されている内容が含まれているので、このレベルで押さえておいて、具体的な検討の中で委員が随時ご意見を出された点を検討したら良いんじゃないかと私は思っています。これは変な言い方ですけども、一定の基準の言い方で、網羅されているという認識でご納得けるとよろしいんじゃないかと私は思いました。最前線の議論がここに入れてある、ということだと思います。

■会長

委員は前から色々ご意見をいただいているので、かなりご意見を反映させてありますから、無視してるわけじゃないです。

それでは、あと 10 分で区長が見えますので、発言されてない委員の方から一言頂戴したいと思います。委員から何かございませんか。

■委員

遅れてまいりまして申し訳ございません。先ほどの医療と介護の連携についてですが、私も地域包括支援体制の対象を「高齢者、障害者、児童等」と書いてますが、国は高齢者だけを対象としており、渋谷区としてはもっと広い概念でとらえてるので、渋谷区としてはこの概念の地域包括支援体制で、それぞれ施策体系に繋がっていくんじゃないかなと思ってます。私は網羅してるんじゃないかと思えます。

■会長

ありがとうございます。委員から何か一言ございますか。

■委員

先ほど委員から出た民間企業との連携事業の「義務化」に関してですが、私がいる業界では組合に入っていない団体をアウトサイダーって言うてるんですけど、そのアウトサイダーをいかに組合に取り込んで、我々の業界の発展に寄与して頂けるかな、というようなことで、これ永遠の課題でもあります。それと同時に、身近で言えば、新しいマンションが建っても町会に加入してくれないため、町会の運営が非常に難しくなっている。住民においては、例えば災害時の救援だとかは行政がやるべきだという人たちもいる。町会、または住民の役員がなぜそこまでやるんだと、非常に腹立たしい意見を言う人たちが多いんですよね。ですから、町会に入るのは義務だと、一方的に押し付けたいくらいの気はあるんですけども、それぞれのお考えがあってそういう発言をされるんだろうと思うんで、強要するようなことを言うと火種のもとになるので、町会のあり方についても、時間をかけて理解をしていただかなければいけないと思います。そういう意味で、もうちょっと強い言葉があってもいかな、と思いますけども、やはり相対的なことを考えれば、意味を含んだ発言ってということで、提携と連携ってというような言葉が望ましいかな、っていうふうに感じました。ありがとうございます。

■会長

じゃ次、委員どうぞ。何か一言で良いです。

■委員

18 ページのこの地域包括支援体制っていうことですが、これが早く実現するといいなと本当に思っています。

■会長

他の方で、この議論に限らず全体を通して、何かあれば。

■委員

17 ページの【政策の柱3】、「○生涯学習活動の推進」というところですが、いまは所管も「生涯学習課、生涯学習係」という名称になっていますが、少し前は「社会教育」という名称のもとに所管がございました。ここにもありますが、「大学等との連携による生涯学習活動の推進」というようにレベルの高いところを想像するんですが、地域とか身近なところで、社会教育という観点で、触れ合いがある中で人が育てたというところとちょっとおこがましいんですけど、人が育ててきた、育てられた、そういう経験、体験があるんですけども、社会教育というのもすごく大事ではないかなという思いがしているところなんです。「社会教育」という言葉がなくなってしまって、「生涯学習」となっているんですけども、同じような思いで、関わりあっていけば良いのかなと思っておりませんが、いかがなものでしょうか。

■会長

おっしゃるとおりでございます、ありがとうございました。皆様ご意見うかがって、物事に完璧なものはないので、最善を尽くして作ったということで。今日いただいたご意見は、基本構想作っ

た後に具体的に区が長期基本計画を作るときに努力をすれば良いと考えております。それで、今日の基本構想審議会答申案でございますが、これはいずれ（案）をとることになると、審議会として区長に答申するというところでよろしゅうございましょうか。

■一同

（同意。）

■会長

ありがとうございます。それではこの中身で区長に答申させていただきます。今日で審議会は最後でございますけれども、皆さん非常に貴重なご意見ありがとうございました。極めてレベルの高い中身でございましたので、感謝しております。

それでは事務局からこの後の予定を説明して下さい。

■事務局

恐れ入ります。昨年11月からこの審議会を開始いたしまして、今まで本当に活発なご審議を頂いて、この成果にまでつながったと思っております。本当に心から感謝しております。どうもありがとうございました。

この後、4時半過ぎぐらいだと思いますが、区長がこちらに到着いたしましたところで、会長から、答申書をお渡し頂くという形で答申をしたということで進めてまいりたいと思います。少々時間ございますので、少しお待ちをいただく予定でございますが、この審議会は、皆さんのお陰をもちまして、今回で終了ということになります。本当に改めまして感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。では少々時間ございますので、申し訳ございませんが、少しお待ちいただければと思います。

2. 答申

(1) 区長への答申

■事務局

この後の予定を少しだけご紹介させて頂きたいと存じます。この答申を受けまして、基本構想については議案として議会に提案させていただきます。そして議決を経て、正式な形になるという流れでございます。ご承知おき頂きたいと思っております。それでは区長がいらっしゃいましたので、答申をお受けいただくということになろうかということでございます。どうぞ前の方に。

■会長

渋谷区基本構想等審議会の答申について報告させていただきます。平成27年11月17日、貴職から当審議会に対して諮問がありました。渋谷区基本構想改定のための基本的方向について及び新たな渋谷区長期基本計画に盛り込むべき施策について鋭意審議を重ねてまいりました。ここに当審議会における検討結果を添付のとおりとりまとめましたので報告いたします。平成28年8月30日。渋谷区長、長谷部健殿。渋谷区基本構想等審議会会長、市川宏雄。

■区長

ありがとうございます。

■事務局

ありがとうございました。それでは区長からご挨拶を頂きます。

■区長

皆様こんにちは、渋谷区長の長谷部です。昨年11月17日に第1回渋谷区基本構想等審議会が開催されて以来、これまで長期にわたり、渋谷区の新たな基本構想と長期基本計画に盛り込むべき施策についてご審議を頂いてまいりまして、本日こうして答申を頂くことができました。まずは審査会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。学識経験者7名、地域団体の代表者7名、公募の委員の6名、という構成の20名の委員の皆様にご毎回活発なご審議を頂いておりまして、渋谷区の特徴を生かした、渋谷区にしか作ることのできない内容の答申を頂いたと感じております。私は渋谷区をロンドン、パリ、ニューヨークと並ぶ、世界に誇れるような魅力あふれる国際都市にしていきたいと考えています。今回の答申を得て、渋谷区の新たな基本構想を策定していくことにより、改めてそのように進めていきたいなというふうに考えております。また、東京オリンピック・パラリンピックを控え、これからさらに大きく飛躍していかなければならない渋谷区にとって、今後目指すべき方向性と、より具体的な施策体系が改めて整理されたことは、そのための大きな力をいただいたと考えています。

特に、パラリンピックを通じて、ダイバーシティとインクルージョンを強く推進していくことによって、区民や渋谷区に関わる多くの人々の意識を変えていくことにつなげていくことが国際都市になるための必須の条件と考えています。頂きました答申を今後の施策運営の礎として、子供からお年寄りまで、区民がこの都心で生き生きと安心して暮らし続けていくことを実現し、また渋谷区

にかかわる多くの人々とも連携して、駅周辺だけでなく、区内の様々な地域をこれまで以上に活性化していきたいと思います。

区長になって一年半がもうすぐ経ちますけれども、この期間、渋谷区の課題も、また強みも、改めて区長として見てまいりました。この街には国際都市としてこれから成熟していく段階だと思えますけれども、それはしっかりあるというふうに思っています。今後、いただいたこの基本構想を本当に軸にして、これから区政運営を図っていくわけですが、中期、長期と、しっかりとした視点を持って、このいただいた、この道標をしっかりと理解しながら、考えながら、これから新たな施策をどんどん考えていきたいというふうに思っております。少なくとも10年20年はこの基本構想で突き進むわけです。これからこの基本構想を多くの人に知ってもらうことが一つ課題だと思います。もしかしたらキャンペーンみたいなものをやる必要があるんじゃないかということも思いますし、そのキャンペーン用にもう少しそのキャンペーンワードを開発したりとか、そういったことも必要ではないかと思っております。渋谷区だけではなく、渋谷区にかかわる人にこの基本構想を知ってもらって、今後、渋谷区が更に国際都市として発展し、成熟していく中で、先頭切って頑張るつもりですので、またこれからも、違うよとか、もっとこうしたらいいよ、っていうことがあるかと思えます。これで終わりではなく、また色んなアドバイス頂けたらと思っております。会長をはじめ、委員の皆様、本当にありがとうございました。

■事務局

区長、ありがとうございました。それでは、渋谷区基本構想等審議会はこれで全て終了となります。委員の皆様、本当にありがとうございました。

以上